

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う山梨 JPTEC コース開催指針（ガイドライン）

山梨外傷研究会

本指針は、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う JPTEC コース開催について、令和 2 年 10 月 4 日 JPTEC 協議会から示された「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う JPTEC コース規程への対応要領」及び令和 2 年 7 月 9 日に 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体から示された「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関する研修の開催指針（ガイドライン）」に基づいて、当分の間の参加者の安全性の確保にも配慮したコース開催要領とします。

1. 本指針に基づくコース開催判断

コース主催者・コース担当は、開催申請期日までに以下の事項において開催の判断を行うものとする。

- コースの開催方法（県内集合研修・一部限定・限定）
- 県内の感染拡大状況
- 研修コースの必要性
- 研修コース内容（コース開催 Step）
- コース会場
- 必要な感染対策（本指針に基づく開催）
- その他世話人が必要と思われる事項

2. 本指針に基づく JPTEC コース開催要領

「JPTEC 山梨のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー」に基づき開催

JPTEC 中部事務担当者会議 201012

Q AC2020 ガイドラインでは、健康管理担当者をコースに配置するとあるが、指導者が兼任することは認められないか

A 健康管理担当者は、AC2020 ガイドラインにあるとおり CMD, コース世話人, CC,
インストとは別に設けることが望ましい。

健康管理担当者は、検温や健康チェックだけでなく、コース中の感染対策の実践について重要な役割となる。特に FB しているインストが受講者に近づいていってしま

う傾向が中村外傷セミナーでも多く見受けられたため、受講者との距離などを適切に管理する役割者として単独で置き、指導の傍らで感染管理をというのは避けたほうが良いと思われる。健康管理者はタスクフォースでも良いが、しっかりと指示出しえきる立場の者を充てた方が責任の観点から良いと思われる。

なお、直接的な指導に当たらない**健康管理担当者も指導実績を登録できるものとし、開催申請書は、9その他欄へ記載をお願いしたい。**

3. 主催者、コース担当者（コース世話人、コース運営担当）の責務

主催者、コース担当者は、本指針に基づく準備として、コース参加指導者に対して事前に「JPTEC 山梨のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー」の周知を行い、参加者の安全に配慮したコースを開催するものとする。

附則

(施行日)

1. 本ガイドラインは令和 2 年 10 月 25 日より施行する。

(改正)

令和 3 年 8 月 1 日